

# 西日本豪雨災害から一年 成果・前進面と課題

—住民の苦難に寄り添い問題解決へ着実に

大平 喜信

(日本共産党前衆院議員)



復旧・復興は緒についたばかり

広島県で一三八人、岡山県で七九人、愛媛県で三三人が犠牲（関連死含む）となるなど甚大な被害をもたらした西日本豪雨（「平成三〇年七月豪雨」）災害から一年がたちました。

先日、広島県坂町の小屋浦地区にお住まいの一人のお子

さんを育てる四〇代の女性から当時のお話を聞く機会がありました。豪雨による土砂崩れと河川の氾濫で床上一・三メートルまで浸水、そのまま丸一日間水が引かなかつたそうです。ちょうどお子さんの幼稚園の行事で家族みんな家にはおらず命だけは助かりましたが、結局発災後三日間自宅に近づくことができず、家は全壊、家財もほとんどがダメになりました。また、弟さんのご家族も近所にお住まいどころは新築一ヶ月の家が大規模半壊に見舞われ、さら



坂町小屋浦で尾崎光町議とともに被災者から現状や要望をうかがう  
(5月10日)

に旦那さんの実家も小屋浦で同じく大規模半壊だつたそうです。発災からの数ヶ月、本当に絶望の日々で、今日までたいへんご苦労が続いているとのことでした。

東広島市でレンコンをつくっている農家の方にもあらためてお話を伺いました。「豪雨で三〇〇万円のエンボ（油圧ショベル）と一〇〇万円の運搬車がダメになつた。畑の排水路に大量の土砂が流入して水が流れず、一年たつた今もまったく手つかずでのままの状態。仕方がないので自前のポンプとホースでなんとか流しているが、この辺はいつまで後回しにされるんか」と話しま

す。この原稿を書き終えた後ですが、地元の谷晴美市議会議員と現地調査をし、市や県に申し入れることにしています。

このように発災から一年がたちますが、復旧・復興もまだ緒にいたばかりという地域が少なくありません。そんななかで、今年もまた被災地を含む各地で大雨が降り、うだるような猛暑とともに、被災住民のみなさんにとって心労と苦難の絶えない日々が続いています。

#### 十数回の政府交渉を重ね要求を実現

この一年私たちは、救われた命をつなぎ、住まいと生業、地域のコミュニティーを取り戻していくために、被害の実態と被災者の要望を繰り返し行政に届け、これまでの枠にとらわれない被災者に寄り添い実態に即した制度の拡充と柔軟な運用を求めてきました。広島と岡山を中心との間、十数回の政府交渉を重ね、一つひとつ被災者の要求を実現させてきました。

あらためてふりかえつてみると、まず発災後すぐに直面したのは避難所の劣悪な環境です。扇風機しかなかった体育馆にクーラーを設置させたことをはじめ、ペット同伴の被災者の避難スペースの確保、温かい食事の提供など実現



十数回におよぶ政府交渉で被災者の声を届け、多くの前進をかちとつた（5月30日）

してきました。さらに病院での医療費の窓口負担、介護保険利用料の減免が国会議員団の素早い対応によりすぐに行われ、木造の仮設住宅の建設も岡山県倉敷市の中備町や広島県三原市などで実現させることができました。

#### 【敷地内流入土砂の撤去費用を全額公費に】

なんといつても被災者から喜ばれ、安堵感が広がったのは、敷地内に流入した土砂の撤去を全額公費でおこなえる（事後償還も可）ようになつたことです。ただ、国でやると決まってからも、はじめは現場で職員の理解度や首長の姿勢の問題などもあり、「家の中はやるが庭の土砂は自分で」とか「公道まで出せば市が撤去する」などの答弁や態度が続き、実現までにさまざま壁にぶつかることも少なくありませんでした。その都度、仁比聰平参院議員（当時）の国会質問で勝ちとつた「公益上支障となる場合は自治体が直接撤去可能」「空き家でも床下でも自治体が生活環境保全上（土砂撤去を）実施した場合は補助対象」「住家の被害状況や災害救助法の適用のいかんにかかわらず補助対象」——つまり家屋内はもちろんその周辺も公費による撤去が可能ということ——などの答弁を、地方議員のみなさんたちが議会や現場で担当者に示し続け、時には実際の被害現場の写真を撮つて上京し国交省や環境省の担当者に見てもらいながら、補助対象になることを国からも伝えてもらうなどの努力を通じて、一軒一軒の土砂撤去を実現していきました。

この点で最近うれしかつたことは大きな被害のあつた広島県坂町での経験です。この四月の統一地方選挙で同町で

も町議選があり、移住立候補を決意した尾崎光さんが見事当選し空白を克服しました。実は日本共産党の議員がいなかつたこともあり、坂町ではこの公費による土砂撤去がそもそも実施されていませんでした。この問題を選挙公約の第一にかかげて当選した尾崎議員が今年六月の初質問で町長に正面から迫ったところ、「坂町でもその準備を進めています」と町長が答弁。坂町でもようやく実施させることができました。ほかにも、町の循環バスの運賃値下げや医療費の窓口負担の減免の延長なども実現するなど、日本共産党の議員が大きな役割を發揮しています。

### 「公費解体の対象の拡大」

「被災家屋の公費解体」の対象を全壊だけでなく半壊まで広げることができたのも大きな成果でしたが、この点でも度重なる交渉を通じてさらに前進させた経験がありました。敷地被害の家屋も公費解体の対象にさせることができたケースです。岡山市中区にお住まいの方ですが、家屋には被害がないものの敷地の擁壁が崩れ立ち入り禁止になりました。敷地被害の家屋も公費解体の対象にさせることができた。この点で

おり本当に深刻な状況でした。

岡山市議団・県議団が仁比議員の力も借りて繰り返し交渉を重ねる中で、環境省から「市町村の判断で全壊・半壊と同等と言えるものがあれば補助対象になる」との答弁を、内閣府からは「『半壊にいたらない』と判定された事案でも、市町村長の判断で罹災証明に『要解体』『解体相当』などと書き込むことはできる」との答弁を得、この六月の岡山市議会で田中のぞみ市議が「市長の判断で救済を」と迫ったのに対し、「危険度が大で立ち入り禁止としている状況や公費解体の申請期限が迫っていることを考慮して、公費解体制度の対象とするとした」とこれまでできないとしていた姿勢をあらためさせることができ、みんなで喜び合いました。

### 「原型復旧」ではなく「機能回復」で

その他にも学校施設をめぐってこんな事案もありました。

倉敷市の学校で被災したトイレを改修する際に、災害前いまだに和式トイレだったのを市は「災害復旧事業は『原型復旧』が原則だから」と、再びわざわざ和式トイレをつくろうとしていました。倉敷市議団と岡山県議団は今年二月の政府交渉でこの問題をとりあげ、文部科学省の「復旧

事業は「単純な現状復旧をせよ」というより『機能を回復させること』が一番の目的との答弁を確認し、それをもつてあらためて田口明子倉敷市議が議会で質したところ、国の補助金を使い市費も出してトイレの洋式化を市に決断させることができました。

#### 「生業への支援—グループ補助金制度の拡大など」

生業の問題では、水害での適用は今回が初めてとなつた「グループ補助金制度」の活用を前進させることができました。もともとは大企業のサプライチェーンを支援するも

のとしてスタートした制度でしたが、その後の各地での民主公商工会のみなさんたちを先頭にした「私たちの生業への支援を」とのとりくみのなかで、中小零細企業の支援に使えるものへと広げてきました。

今回の災害でも、広島県では各地の単位民商がこの制度の「グループ代表者」となり、「ひろしま民商復興プロジェクト」や「福山民主商工会復興支援グループ」などが正規のグループとして認定され、被災した民商会員をはじめ被災地でがんばる業者のみなさんの復興の後押しとなりました。

先日、このグループに入つて営業を再開させた坂町の美

容院を営む方のお店に伺いました。「大量の土砂と水が店舗兼住宅に押し寄せ、一夜にして仕事と生活の両方を奪われた。土砂の撤去と清掃は民商の仲間がすぐにかけつけて作業をしてくださった。遠方に行けない高齢者や三〇年以上通つてくださるお客様のためにも一日も早く再開せねばと思い、グループ補助金によって電動イスなどの備品の再購入ができる店を開けることができた。本当に民商のみなさんのおかげです」と話され、先日県から届いたグループ補助金の「交付決定通知書」をほつとした表情で見せてくださいました。

さらに、民商県連のみなさんが広島県への交渉を重ねる中で、もう一つの生業支援である「持続化補助金」の上限額の引き上げ（二〇〇万円から二二五万円へ）や、残る自己負担分への県独自の補助の上乗せなどを勝ちとることもできました。当時の民商県連の事務局長は「県の『中小企業振興条例』で民商が『中小企業支援団体』に認定されたことが大きかった。県の扱いがこれまでと激変。しかし一定の前進はしたが問題点も多く残っている。膨大な提出書類が求められることなど手続きの煩雑さや申請から実際の補助金交付までの期間の長さ、補助対象が限定的であることなどは今後の課題」と話します。

制度の改善がなければ災害のたびに小規模事業者は廃業へ追いやられてしまします。引き続き、生業への支援へ制度の簡素化や拡充を求めていかねばなりません。

### 発電用ダムの事前放流実施へ

被災者支援制度の拡充や被災施設の応急復旧事業の迅速化とともに、災害発生の原因を科学的に検証し、住民を主人公にした再発防止策がうたれるよう、国会議員団と連携し学者・研究者の力も借りながらとりくみをすすめました。

### 「氾濫の原因を一つひとつ明らかにし対策を求める」

倉敷市真備町では、小田川とその支川の合計八カ所で堤防の決壊が起り、最大五メートルの浸水が町内約一二〇〇ヘクタールを呑み込み、五二人（うち関連死一人）の尊い命が奪われ、五七〇〇棟以上の家屋被害（半壊以上）が発生する大災害となりました。

なぜこれほどの甚大な被害となってしまったのか。その原因を徹底的に明らかにするために、須増伸子県議（倉敷市・都窪郡区選出）と倉敷市議団を先頭に現地調査や政府

へのレクチャーやなどを繰り返しおこないました。昨年の一月には真備の被災住民の方たちをはじめ市民とともに考えるシンポジウムも開催。そうした取り組みの中で、氾濫の危険が迫っていることの情報共有や避難指示の遅れ、各行政間やダム管理者との連携の不備、河川内の樹林化などによる河積不足・流下能力不足、高梁川の上流ダム群の異常放流など、一つひとつ的原因とその対策をはつきりさせ、発災前から求め続けてきた課題も含め、あらためて国や県・市に要望、政策提起をおこなつてきました。そうした努力が小田川の高梁川への付け替え工事の五年前倒し実施の決定、小田川河川内の樹林帯の伐採などに結実していました。

### 「減災対策協議会を水系全体に統合し、ダム管理者も加える」

中でも事態を大きく動かしたのは、堤防決壊の最大の原因であつた高梁川の上流ダム群の異常放流をめぐる問題でした。豪雨の中、上流の複数のダムで、とくに中国電力が管理する中国地方最大の新成羽川ダムが毎秒二〇〇〇トンを超える異常放流をおこなつたことが高梁川の急激な増水となりこの大惨事につながっていました。だからこそ、発電用のダムであつても河川法に基づく国の権限によつ



倉敷市真備町で田辺まみ倉敷市議から復旧の状況を聞く（5月26日）

こうした要請も受けて国土交通省は二〇一六年八月に国と自治体の間で設置されていた「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を拡大再編することを決定。これま

し、私たちもとりくみをすすめてきました。

そのことについて今年四月二二日の参議院決算委員会で仁比議員の質問に対し国土交通省の水管理・国土保全局長は「これは日本で、我が国では初めての試み」と答弁し、さらに「本来治水機能を持たない発電用の新成羽川ダムにおきます治水を目的とした事前放流等の実施可能性の検討を行っている」「事前放流が実施可能な場合には本年梅雨時期から実行に移してまいりたい」と述べました。その後中国電力はダム上流域の積算雨量が一一〇ミリを超えると予想される場合には事前放流をおこなうとした方針を発表。

このことによつて昨年の災害での試算で最大放流時刻を九〇分遅らせることができ、最大放流量も毎秒一〇七四立方メートルから毎秒一七八立方メートル減らすことが可能となり、水位を二五センチ低下させる効果があるとされます。

もちろん発電用ダムでの事前放流も全国で初めてであり、住民の安心・安全につながる一步として貴重な成果を勝ち取ることができました。

て防災・減災のための管理をしなければならないのではなか、の世論が広がる中で、高梁川流域の自治体首長らが国へ対策を強く要請を

で国と岡山県がそれぞれの管理区間に設立していた同協議会を水系全体として統合し、さらにダム管理者（ここでいう中国電力）を新たに構成機関として加えることになりました。

## 住まいの再建の見通しを待つように

被災住民や自治体と力をあわせ、以上のようなさまざまな成果をあげてきましたが、まだまだ生活再建も、安心した暮らしにむけても課題は山積しています。

何より住まいの再建にむけて多くの被災者がいまだ見通しが持てない状況にあります。元の住んでいた場所に戻ることができるのか、再建資金の問題はもちろん、砂防ダムや堤防などハード整備が完成するまでは安心して戻れない、そしてそれは一体いつになるのか、さらに病院や学校、スーパーなどお店の再開、家族や親せき、隣近所のお友だちや同級生の状況など地域コミュニティーの行方、といろんなことを考えなければならず、みなさん本当に悩んでおられます。

いま少なくともまず行政がやるべきは、仮設住宅の入居期限の延長をすみやかに決定することです。あと一年で堰堤や堤防が整備されない地域のみなさんはもちろんのこと、落ち着いた環境ですべての被災者のみなさんが「終の棲家」を考えていけるようにし、一人ひとりに寄り添った対応ができる体制と環境整備が必要です。「残りは数ヵ月」などと期限ありきでいつせいに被災者を追い出すようなやり方は絶対に許してはなりません。

## 「仮設住宅の入居の「再延長はしない」通知の「撤回」」

この点でもこの間、一つのたたかいがありました。今年の年はじめに広島県呉市の仮設住宅に奥田和夫市議と私が訪問した際のこと。ある被災者の方から「賃貸住宅で被災にあつた人は仮設住宅は半年で出ていけと言われている」「賃貸だつた〇〇さんはかわいそう。仮設住宅の中でも支援の差があつて話がしづらい」とのうつたえが寄せられました。

災害救助法で仮設住宅の供与期間は二年とされており、過去の災害ではそれ以降の延長も実際におこなわれていますから、私たちはたいへん驚いてこのうつたえを聞きました。そして実際に呉市が仮設住宅入居者のみなさんに送っている通知文を確認してみると、「六ヶ月で契約期間満了。延長については最長でも入居から一年間。その後の再延長はしない」とたしかに書かれており、市の担当者に聞けば「県の指示」とのこと。すぐに辻つねお県議と連絡を取り県への確認をしてもらうとともに、私が上京し災害救助法の担当者からレクチャーを受けました。「災害救助法



広島県坂町平成ヶ浜にある仮設住宅で入居者から困っていること、改善点をうかがう（左は柴田善太赤旗記者、1月5日）



真備町仮設住宅で須増伸子県議（右から2人目）と（左から）末田まさひこ、田口あきこ両倉敷市議と聞き取り調査（1月13日）

「医療費窓口負担・介護保険料利用料の減免を」  
さらにお金の心配なく必要な医療や介護が受けられる環境整備も非常に重要なことです。この間、発災から一年という節目で国が医療費の窓口負担・介護保険の利用料の全額補助を打ち切りました。それにもなつて減免をとりやめる自治体が出てくるなど各県・市町でとりくみに差がでています。

とくに打ち切られた自治体で被災者の

では被災した家屋の種類による仮設住宅の入居期間に差異はない」との答弁をあらためて確認しました。  
辻県議が今年の二月議会でこうした声や経過も示しながら、「被災者に寄り添った対応をすべきだ」と県が市町宛に発出した同趣旨の通知の撤回を正面から求めたのに對し、「入居後一年でも再建が困難な場合は二年まで延長するなど、被災者の個々の状況に応じた丁寧な対応に

努める」との答弁がされ、「その後（一年以上の）の再延長はしない」とした通知の事実上の「撤回」を勝ち取ることができました。引き続き注視をしておかねばなりません。

境内整備も非常に重要なことです。この間、発災から一年という節目で国が医療費の窓口負担・介護保険の利用料の全額補助を打ち切りました。それにもなつて減免をとりやめる自治体が出てくるなど各県・市町でとりくみに差がでています。

みなさんの受診抑制など健康をおびやかす事態が起きていないか、各方面との連携もしながら引き続き実態をつかみ、行政に示して改善を求めていく必要です。

その他、災害公営住宅がすみやかにかつ規模や場所など被災住民のニーズに基づいて建設されること、国や県の災害復旧事業の対象になつていらない小規模崩壊地がいまなお各地で放置されており、補助事業の要件拡大なども求められています。

### 自己責任の押しつけをはねかえして

この間、全国知事会が決議し野党共闘の共通政策にもなっている、被災者生活再建支援法の拡充は住まいの再建とコミュニティーの復興にとって、いよいよ待ったなしの課題であることをあらためて痛切に感じています。加えて、これまで各地で問題になってきた「災害救助法の「住宅の応急修理」と「仮設住宅の供与」はどちらかのみの二者択一で」との壁が今回の災害の現場でもまた大きな混乱と困難をもたらしました。解決の方向として、生活再建支援金の対象を「全壊・大規模半壊のみ」から「半壊」までに広げることとあわせて、「住宅の応急修理」の対象を「半

壊」から「一部損壊」へと広げることも求めていく必要があるのではないか。これによつて一部損壊のお宅は「応急修理」で、そして半壊以上のお宅は仮設住宅への入居と生活再建支援金で、という支援の方向で大きく整理をしながら、さらなる拡充を引き続き求めていきたいと考えています。

### 【避難所環境の抜本的な改善を】

避難行動も自己責任や町内会任せなどで終わらせてはなりません。今度の災害を受けて県立広島大学の研究チームがおこなつた調査では、広島市民のうち実際に避難行動をとつた人はわずか三・六%でした。多くの雨が降つていな地域の方も含めていますから実際の「被災者」のうちの割合はもう少し増えると思いますが、まだまだ多くないことははつきりしています。避難をしなかつた、できなかつた理由は様々あると思いますが、私は避難所の劣悪な環境に対する不安の声を高齢者の方をはじめ何人もの方から聞いてきました。

イタリアでは災害が起こると避難所にシャワー付きトイレやキッチンカーがただちに配備され、避難する各家庭にはベッド付きのテントが用意されるそうです。こうした海

外の事例も参考にして避難所環境を抜本的に改善していくこと、またホテルや旅館を避難所として大規模に活用することなどは、避難生活を健康にかつ尊厳をもつて送つて行く上で必要なだけでなく、避難行動への背中を押す施策としても非常に重要であり行政がはたすべき大事な責務であると考えます。

とりわけあらゆる問題で自己責任を押しつけ、「自助と共助で」と繰り返す安倍政権やそれにならう自治体が少くない中で、いつそうの強調をしなければなりません。

引き続き、被災者のみなさんの声と実態をつかみ、専門家の先生方の研究や見識にも学びながら、日の前の課題の解決と中長期的な防災対策へとりくみをすすめたいと思います。

### 総選挙で共産党の議席の奪還必ず

最後に、この一年のとりくみをふりかえり、仁比聰平参院議員の存在をぬきに語ることはできません。「大平くん、我々の役割は『現場』で『当事者』に『直接』話を聞き、その代弁者となること。『現場』を忘れたら国会議員は終わりだ」——仁比議員から事ある度に教えられたこと

でしたが、まさにこの一年の被災者支援の活動もまた、このことを体現してこられました。

ペンとノート、地図を持ち被災した各地にかけつけ、一字一句もらさないとメモを走らせる執念と努力の姿、当事者のみなさんたちへの搖るぎない信頼と愛情の眼差し、緻密な論理と一步もひかない構えで数々の貴重な成果を勝ち取ってきた国会質問、……どの姿も私の目にしっかりと焼きついています。

それだけにこの度の参議院選挙で仁比議員の議席を失つたことは本当に痛恨の極みです。安倍暴走政治が強権をふるう今こそ、国民の暮らしを守るがんばり時に、豪雨災害からの復旧・復興もまさにこれからというときに、中国地方で主に活動する国会議員がいなくなってしまったこの事態を本当に申し訳なく思います。

一刻も早く打開をするために、まずは来たるべき総選挙で衆院比例中國ブロックの議席をなんとしても奪還すること、同時にたとえ議員バッヂはなくとも引き続き仁比さんとも二人三脚で被災者支援をはじめ住民の苦難に寄り添い一つひとつの問題の解決へ全力をつくします。

(おおひら・よしのぶ)